

千葉県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 規則の改正理由

県内文化財の登録制度を新設するため行った千葉県文化財保護条例の一部改正に併せ、関連する千葉県文化財保護条例施行規則についても所要の規定の整備を行った。

2 根拠法令

○千葉県文化財保護条例

第四十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○関係する国規則

- ・登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則
- ・登録無形文化財に係る文化財登録原簿及び届出に関する規則
- ・登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則
- ・登録無形民俗文化財に係る文化財登録原簿に関する規則
- ・登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則

3 主な改正内容

各分野（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物）の文化財を登録した際に必要となる届出等の内容やその様式について規定した。

規定内容は国登録文化財の規則に準じた。

○千葉県登録文化財にかかる規則の追加

- ・登録証と登録証の再交付申請
- ・現状変更の届出
- ・維持の措置の範囲
- ・管理責任者選任(解任)、所有者等変更等、滅失・毀損等、所在場所変更の届出

○千葉県登録文化財にかかる様式の追加

- ・登録文化財登録証の様式
- ・県登録文化財現状変更届等の様式

4 施行期日

令和4年4月1日